

① 件名	新「寿楽荘」の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 石巻市老人福祉センター「寿楽荘」は、昭和45年の開館以来、老人福祉法に基づく老人福祉施設として、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の機会を提供してきた。 まちなか居住を進めている中心部においては、高齢化率が高い地域となっており、高齢者の交流の場や復興住宅等の入居者と地域住民との交流の場として、旧市役所跡地に復興公営住宅に新たな「寿楽荘」を併設し、平成28年度中の供用開始に向け整備を進めている。</p> <p>【目的】 新たな「寿楽荘」においては、生きがいつくりと社会参加に関する事業を、健康づくりや介護予防等の事業との連携を図るとともに、高齢者と地域住民等との交流の促進をめざす。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の7 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条第3項 石巻市老人福祉センター寿楽荘条例（平成17年4月1日条例第152号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしをとりもどす</p> <p>石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画 第4章 生きがいつくりと社会参加の促進</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成26年度：地質調査、設計業務（基本的に現施設と同規模の施設内容） 10月25日：復興公営住宅建設計画説明会</p> <p>平成27年 3月26日：(仮称)日和が丘一丁目団地復興公営住宅・寿楽荘複合施設建設工事着工 4月13日：同工事説明会 11月：利用者アンケート（現在の寿楽荘利用者）</p>
⑤ 主な内容	<p>1 石巻市老人福祉センター寿楽荘条例の一部改正 (1) 所在地の変更：日和が丘一丁目1番1号 (2) 事業内容の明文化（現行規定なし） 老人福祉センターの目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p>

ア 高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを推進する事業
イ 高齢者のためのレクリエーション等の各種行事の開催
ウ 高齢者と地域住民等の交流を促進する場の提供
エ その他、老人福祉センターの設置目的を達成するために必要な事業

(3) 自主事業：指定管理者は自主事業に取り組むことができる（現行規定なし）
 具体例；館内での売店実施、必要な事業以外の講演、講座等の実施等

(4) 利用料金の設定（現行規定なし）

ア 団体利用にかかる利用料金（上限 集会室等の貸出し：日中の半日単位を基本とする）

区分	集会室	和室・会議室	備考
主に60歳未満	2,500円	1,500円	利用予定者の半数以上が60歳未満
営利目的	5,000円	3,000円	年齢区分は設けない
夜間	3,500円	2,500円	同上

イ 浴室利用にかかる利用料金（上限）

区分	単位	利用料金	備考
60歳以上の者	1回	200円	60歳以上の者のみ
60歳未満の者	1回	500円	
定期利用券	6か月	3,000円	
	1年	5,000円	

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

歳出：平成28年度当初予算（3款2項9目）

・寿楽荘移転新築事業費

指定管理者選定委員報酬、同費用弁償：委員7名×2回（計147千円）

指定管理料の上限額の設定を検討するとともに、指定管理者の収入となる利用料金を設定し、新施設の管理経費の縮減、適正な管理運営をめざす。

⑦他の自治体の政策との比較検討

仙台市：仙台市老人福祉センター指定管理者公募（平成27年8月）

4施設公募（うち泉中央は1団体1件の応募）、5年間の指定管理料の上限額の設定、

東松島市：東松島市老人福祉センター指定管理者公募（平成27年10月）

1施設公募（1団体1件の応募）、4年間の指定管理料の上限額の設定

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年2月 市議会第1回定例会へ提案

石巻市老人福祉センター寿楽荘条例の一部改正（条例施行日：規則で定める日）

6月 指定管理者の公募開始

7月 指定管理者選定委員による選定（2回開催予定）

9月 市議会第3回定例会へ提案（債務負担行為及び補正予算案）

11月 新「寿楽荘」開館：平成28年11月26日予定（旧寿楽荘は閉館）

⑨その他